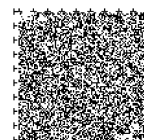
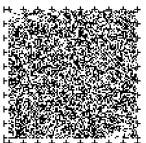


## 第 3 章

### 計画の基本的な考え方

---





## 1 計画の基本目標

前計画では、「住み慣れた地域で だれもが安心して暮らせる まちづくり」を基本目標に掲げ、「地域（住民一人ひとり）」「障害のある人」「関係機関」という三者の力の結集による相乗効果で、その実現を図ることとしてきました。

本計画においても、その基本目標を引き継ぎつつ、国が推進する「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた包括的な支援体制の構築を目指します。

住み慣れた地域で だれもが安心して暮らせる まちづくり

## 2 計画の基本方針

上記基本目標を実現するため、前計画同様、以下の3つの基本方針を掲げ、各種施策の推進を図ります。

### ★基本方針1

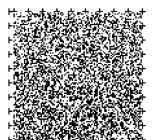
#### ともに支え合うまちづくり ～共生のまちづくりの推進～

共生社会の実現には、市民全体が障害や障害のある人への正しい理解を深める必要があります。一方で、障害のある人には積極的な社会参加を促すなど、相互で意識向上に努めることが必要です。また、だれもが気軽に外出ができ、地域で活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を活かしたまちづくりを進めるとともに、地域住民との連携のもと防災・防犯体制を整えるなど、ともに支え合うまちづくりを推進します。

### ★基本方針2

#### 安心して暮らせるまちづくり ～地域生活の支援体制の充実～

個々の障害の特性に応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談が受けられる体制の充実を図るなど、地域全体で障害のある人とその家族を支援します。また、保健・医療・福祉の連携を強化し、適切な保健・医療サービス等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防、障害の早期発見・早期対応など、地域で安心して暮らせる支援体制の強化を図ります。



★基本方針3

いきいきと自分らしく社会参加できるまちづくり

～自立支援と社会参加の促進～

障害のある児童生徒等の可能性を最大限に引き出すため、それぞれの障害の特性に応じた適切な療育及び教育体制の充実に努め、また、障害のある人がその能力や適性に応じて働くことにより経済的に自立し、社会に貢献できるよう、多様な形態の就労の場や職域の拡大を促進します。自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人とふれあうことで、いきいきと自分らしく社会参加できるまちづくりを推進します。

3 計画の施策体系

本計画では、前計画同様、3つの基本方針に関連付けた9つの施策項目ごとに、現状と課題及び今後の取り組みを定めます（第4章）。

